

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月1日に施行されました！ 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

「フリーランス（個人事業主または一人社長等）」の具体的な業種
(例) 配送・配達、システム設計・保守、デザイン・コンテンツ制作、営業、
販売、建設・現場作業員（一人親方）、コンサルタント、俳優、カメラマン、講師・インストラクター、
清掃・メンテナンス、士業（税理士・社会保険労務士等）等



本法は、フリーランスと取引する全ての事業者が守らなければいけない法律です

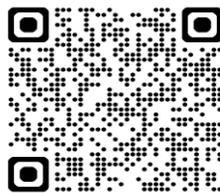
法に沿い取引内容の透明性の確保・フリーランスの就業環境を整備することで優秀なフリーランスの獲得ができ、**業務の効率化・生産性の向上**につながる事が期待されます！

アンケートに答えて「パンフレット」をダウンロード！
「フリーランスとの取引に関するアンケート」を実施中です！
ぜひご協力をお願いいたします！

※ダウンロード前にアンケートが表示されます
企業名無記入、回答数8問、所要時間約2分

【フリーランスとの取引に関する
アンケート（発注事業者向け）】

URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou11/kokin20240823>



埼玉労働局HP「フリーランス法・特設サイト」

URL:https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikat-kaikaku/tokusetsu.html

【お問い合わせ先】

埼玉労働局 雇用環境・均等部 指導課

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

電話 048-600-6269

